

放課後児童支援員・放課後児童支援員補助員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、放課後児童支援員又は放課後児童支援員補助員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1 勤務条件等

募集職種	放課後児童支援員又は放課後児童支援員補助員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学童保育室の業務全般及び児童の活動支援 ・ 学童保育室運営に係る業務（研修受講、職員会議、合同保育及び延長保育等） ※児童センター運営に係る補助業務あり（イベントの実施等） ※業務に職務内容の他、学童保育室内の庶務及び他関係機関との調整を含む
募集人数	① 藤田学童保育室 1名 ② 日の出学童保育室 1名
勤務場所	① 藤田学童保育室（所在地：本庄市牧西1171番地 藤田小学校内） ② 日の出学童保育室（所在地：本庄市日の出2丁目5番56号 日の出児童センター内） ※①②のうち主たる勤務場所以外の公立学童保育室及び市児童センター業務の補助をしていただく場合があります。その場合、勤務時間はそれぞれの勤務場所の条件となります。
受験資格	必要な免許・資格等：普通自動車運転免許及びWord・Excelの基本的な操作技能 <u>上記に加え、以下のうちいずれかの資格が必須です。</u> 放課後児童支援員、保育士、教員免許（幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭）、児童厚生員 なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	午前10時から午後6時まで（休憩60分）又は午前11時から午後7時までの7時間（休憩60分） 週5日勤務（日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日に勤務） 【①藤田1名・②日の出1名】 ※ただし、土曜日及び学校短縮授業日、長期休暇期間（夏季・冬季・春季）、児童センターのイベント日は、「上記時間以外の勤務時間や時間外勤務」が生じます。その場合は、学童保育室開室時間（午前8時から午後7時（延長保育含む）のうち、所属長が指定する日及び時間に勤務することとし、原則として1日最大7時間45分（6時間を超える場合は、休憩60分を取得する）とします。

	所定労働時間を超える労働 有
任用期間	令和8年6月1日以降採用された日から令和9年3月31日まで
給与	<p>○初任給</p> <p>大学卒 月額 214,300円～ 短大卒 月額 203,000円～ 高校卒 月額 190,900円～</p> <p>※初任給は本庄市役所での職歴に応じ、加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。(毎月末日締切。口座振替の方法による。) ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。</p> <p>○手当</p> <p>支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。 なお、地域手当は一律支給となります。</p>
休暇	<p>年次有給休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等</p> <p>※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。</p>
加入保険等	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、補償制度</p> <p>※当該保険等には加入要件を満たした場合は、必ず加入していただきます。現在、加入されている健康保険、年金保険から切替手続が必要となりますので御注意ください。</p>

2 申込手続等

受付期間	令和8年4月27日(月)から採用者が決まるまで
申込方法	<p>本庄市会計年度任用職員選考申込書(兼履歴書)に必要事項を記入及び写真を貼付し、有資格者は資格証の写しを添付の上、受付期間内に以下のいずれかの施設へ持参又は郵送してください。なお、申込み時又は面接時に普通自動車運転免許証の確認をさせていただきますので、原本を持参してください。</p> <p>(1) 勤務希望先が①藤田学童保育室の場合 前原児童センター(〒367-0047本庄市前原1丁目4番13号) 受付時間:午前9時～午後5時30分(土・日・祝日を除く。)</p> <p>(2) 勤務希望先が②日の出学童保育室の場合 日の出児童センター(〒367-0022本庄市日の出2丁目5番56号) 受付時間:午前9時～午後5時30分(土・日・祝日を除く。)</p> <p>※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、本庄市前原児童センター及び本庄市日の出児童センターで配布又は市ホームページからダウンロードできます。</p>
選考期間	令和8年4月27日(月)から採用者が決まるまで(日・祝日を除く。)
選考方法	面接(面接日時は、申込書受付時にお知らせします。)
結果通知発送日	選考期間終了後、順次
その他	○応募の秘密については厳守します。

	<p>○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不相当と認めた場合 <p>○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。</p> <p>○任用から1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和9年3月31日です。</p> <p>※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。</p> <p>○本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>○特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>○このため、予め、採用選考過程において、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p>
--	--

3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

- ・勤務希望先が①前原学童保育室の場合

本庄市保健部子育て支援課前原児童センター係 電話：0495-21-9820

- ・勤務希望先が②日の出学童保育室の場合

本庄市保健部子育て支援課日の出児童センター係 電話：0495-21-0420

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係 電話：0495-25-1160